

# インボイスについて

消費税に関わる仕入税額控除で不利になる「**インボイス制度**」が令和5年10月より始まりました。ただ、1万円未満の場合はインボイス不要との事です。当院における多くの取引が、現時点(インボイス開始時点)では1万円未満となっております。加えて、顧客の多くが個人(BtoC取引)となっており、請求書等発行を要する法人様および課税事業者様との取引(BtoB取引)は一部の方に留まっております。従いまして、当院がインボイス事業者(課税事業者)になるか否かの判断は、総合的俯瞰的に我が国の行く末を鑑みながら慎重に善処して参る所存でございます。何かお困りの事がございましたらばご相談ください。臨機応変に交渉には応じさせていただきます。

## インボイス制度 軽減措置を調整NHK (政府・与党)

軽減措置

客から受け取りの消費税  
→ 一律8割差し引き

措置期間

2023年10月から3年間

年間売上  
1億円以下

仕入れ額1万円未満  
→ インボイス不要 (6年間)

(画像はNHKニュースより引用↑)

にこにこ津田整体院

Tel 011-387-2776 予約制  
〒069-0863 江別市大麻新町4-1